

寒川町告示第37号

地方税法(昭和25年法律第226号)第410条第1項の規定により固定資産の価格等を決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので、同条第2項により告示する。

平成27年4月1日

寒川町長 木村 俊雄